

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第五号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「第七百条の十五第二項」を「第四百四十四条の二十一第二項」に改め、同表第二百四十号の六の次に次の二号を加える。

二百四十の七 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壤処理業の許可の更新を申請する者	汚染土壤処理業許可更新申請手数料	二十二万四千円	更新申請のとき
二百四十の八 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の申請に対する審査	汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可を申請する者	汚染土壤処理業変更許可申請手数料	二十二万二千円	許可申請のとき

別表第一第二百九十五号のイを次のように改める。

イ 実技試験 一万六千五百円

別表第一第三百六号のイ中「第五条」を「第三条」に改め、同表第三百十六号中「第四条」を「第五条」に改め、同表第三百十七号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第三百十八号中「第八条」を「第九条」に改め、同表第三百十九号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表第三百二十号及び第三百二十一号中「第三十條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同表第三百二十二号中「又は薬浴」を削り、「家畜注射又は家畜薬浴手数料」を「家畜注射手数料」に改め、同表第三百二十三号中「第三十條第二項」を「第三十一條第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一第三号、第三百六号及び第三百十六号から第三百二十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第一第二百九十五号の規定の適用については、同号中「イ 実技試験 一万六千五百円」とあるのは、「イ 実技試験 次に掲げる検定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

定める金額

(1) 特級に係る技能検定 一万六千五百円

(2) 一級、二級、三級、基礎一級、基礎二級及び級の区分のないものに係る技能検定 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

とする。

(ア) 和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図又は電気製図 一万四千九百

円

(イ) 機械検査又は婦人子供服製造 一万五千四百円

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる職種以外の職種 一万六千五百円」

改正後					改正前									
三百二十二 家畜伝染病 予防法第六	家畜に 対する 注射を	家畜注 射手数	イ・ロ 略	注射を 受けよ うとす	三百二十一 家畜伝染病 予防法第六	家畜に 対する 注射を	家畜注 射又は 家畜薬	イ・ロ 略	注射又 は薬浴 を受け	三百二十 家畜伝染病 予防法（昭和 二十六年法 律第六十六 号）第四 条の二第五 項、第五 条第一項又 は第三十一 条第一項の 規定に基 づく家畜に 対する注射 を	家畜の 検査を 受けよ うとす る者	家畜検 査手数料	イ・ト 略	検査を 受けよ うとす るとき
三百二十一 家畜伝染病 予防法第六 条第一項又 は第三十一 条第一項の 規定に基 づく家畜に 対する注射 を	家畜に 対する 注射を	家畜注 射手数	一頭につき 六百七十円	投薬を 受けよ うとす るとき	三百二十 家畜伝染病 予防法（昭和 二十六年法 律第六十六 号）第四 条の二第五 項、第五 条第一項又 は第三十一 条第一項の 規定に基 づく家畜に 対する注射 を	家畜に 対する 注射を	家畜注 射又は 家畜薬	イ・ロ 略	注射又 は薬浴 を受け	三百十九 家畜改良増殖 法施行令第九 条の規定に 基づく家畜 人工授精師 の書証を 交換し、 書換え交付 する者	家畜人 工授精 師免許 証の再 交付を 受けよ うとす る者	家畜人 工授精 師免許 証の再 交付手 数料	千七百円	再交付 申請の とき
三百二十一 家畜伝染病 予防法第六 条第一項又 は第三十一 条第一項の 規定に基 づく家畜に 対する注射 を	家畜に 対する 注射を	家畜注 射手数	一頭につき 六百七十円	投薬を 受けよ うとす るとき	三百二十 家畜伝染病 予防法（昭和 二十六年法 律第六十六 号）第四 条の二第五 項、第五 条第一項又 は第三十一 条第一項の 規定に基 づく家畜に 対する注射 を	家畜に 対する 注射を	家畜注 射又は 家畜薬	イ・ロ 略	注射又 は薬浴 を受け	三百十九 家畜改良増殖 法施行令第九 条の規定に 基づく家畜 人工授精師 の書証を 交換し、 書換え交付 する者	家畜人 工授精 師免許 証の再 交付を 受けよ うとす る者	家畜人 工授精 師免許 証の再 交付手 数料	千七百円	再交付 申請の とき

		改正後		改正前	
備考略	三百二十四～四百九十四略	<p>条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜に対する注射</p>	<p>受ける者</p>	<p>家畜の家畜検査、注射、薬浴又は投薬料</p>	<p>条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜に対する注射又は薬浴</p>
		<p>三百二十三 家畜伝染病予防法第八十一条第三十條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>家畜の家畜検査、査等証明書交付手数料</p>	<p>三百五十五円</p>	<p>家畜の家畜検査、査等証明書交付手数料</p>
		<p>（の規定に基づく家畜の検査（同法第四條の二第三項の規定による検査及び同法第五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。）注射薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>
		<p>（の規定に基づく家畜の検査（同法第四條の二第三項の規定による検査及び同法第五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。）注射薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>
備考略	三百二十四～四百九十四略	<p>条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜に対する注射</p>	<p>は薬浴を受ける者</p>	<p>家畜の家畜検査、査等証明書交付手数料</p>	<p>は薬浴料</p>
		<p>三百二十三 家畜伝染病予防法第八十一条第三十條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>家畜の家畜検査、査等証明書交付手数料</p>	<p>三百五十五円</p>	<p>家畜の家畜検査、査等証明書交付手数料</p>
		<p>（の規定に基づく家畜の検査（同法第四條の二第三項の規定による検査及び同法第五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。）注射薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>
		<p>（の規定に基づく家畜の検査（同法第四條の二第三項の規定による検査及び同法第五條第一項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。）注射薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>	<p>交付のとき</p>